

生徒の心得

- 1 本校生徒は、在学中に広く一般の教養を身につけ、併せて専門の商業教育を受けるのであるから、不断に真剣に勉強し、一方生徒会の活動を通じて、明朗闊達な気風と健全な心身を養うよう努力しなければならない。
- 1 本校生徒は、校則を忠実に守り、常に生徒の本分をつくさなければならない。
- 1 本校生徒は、在学中各学年ごとに、所定の教科に属する科目を選択して、所定の単位数だけ履修・修得し単位を認定されなければならない。単位数が不足した場合は、原級留置となる。
- 1 生徒証は常に所持し必要があれば、いつでも提出しなければならない。
- 1 服装は、清潔に保ち、正しく着用する。
- 1 欠席、早退、遅刻の場合は、必ずホームルーム担任に届け出ること。病気欠席1週間以上に及ぶ時は、医師の診断書を添え学校長あてに届け出ること。病気のため休学する者は、所定の手続により学校長へ願い出なければならない。
- 1 本校の授業開始及び終了時刻は原則として8:30より15:05までとする。

服装規定

<男女共通>

本校指定の制服を故意に改造してはならない。

許可されているもの以外の装飾品は禁止する。

以下の申し合わせ事項に反するものは異装の対象とする。

男子冬服

1. ブレザー 指定のものとし、定められたボタンをはめる。登下校時には着用する。
2. ズボン 指定のもので、長さはくるぶしが隠れる程度とする。
3. Yシャツ 指定のものとする
4. ネクタイ 指定されたものを必ず着用する。
5. セーター 指定されたものを着用する。カーディガンの着用は認めない。
ブレザーを携行してのセーター登校は禁止とする。
6. 靴下 黒・白・紺・灰色・茶系統で、進路活動に適したものとする。
長さはくるぶし上からひざ下の範囲とする。

女子冬服

1. ブレザー 指定のものとし、定められたボタンをはめる。登下校時には着用する。
2. スカート 指定のもので、スカートの丈は膝頭中央程度とする。
3. スラックス 指定のものとする。長さはくるぶしの隠れる程度とする。
4. Yシャツ 指定のものとする。
5. リボン 指定されたものを必ず着用する。
6. ネクタイ 指定されたものを必ず着用する。
7. セーター 指定されたものを着用する。カーディガンの着用は認めない。
ブレザー携行してのセーター投稿は禁止する。
8. ベスト 指定されたものを着用する。
9. 靴下 黒・白・紺・灰色・茶系統で、進路活動に適したものとする。
長さはくるぶし上からひざ下の範囲とする。
ストッキング・タイツは黒またはベージュで無地とする。

共通項目

1. マフラー 派手なものは着用しない。
2. オーバーコート 黒・紺・茶・灰系統（ダークカラー）の無地とする。
形は派手でないもの。
ジャンパー、パーカー、グラウンドコートは禁止とする。
3. 手袋 本人の自覚のもとに着用する。
4. 上履 指定された学年カラーの運動靴とする。
5. 外履 黒または茶の革靴（通常登校時は白系・黒系の運動靴（華美でないもの）も可）とする。厚底靴は不可とする。
6. 体育館履 指定された学年カラーの運動靴とする。
7. バッグ 『三商指定のバッグ』『リュックサック』または『部活動で指定されたバッグ』とする。

男子夏服

1. ブレザー 上着は着用・携行しなくてもよい。
2. ズボン 指定のもので、長さはくるぶしが隠れる程度とする。
3. シャツ 指定のYシャツまたはポロシャツとする。
4. ネクタイ ネクタイは着用しなくてもよい。ただし、ブレザー着用時はネクタイを着用する。
5. セーター 指定されたものを着用する。カーディガンの着用は認めない。
6. 靴下 黒・白・紺・灰色・茶系統で、進路活動に適したものとする。
長さはくるぶし上からひざ下の範囲とする。

女子夏服

1. ブレザー 上着は着用・携行しなくてもよい。
2. スカート 指定のもので、スカートの丈は膝頭中央程度とする。
3. スラックス 指定のものとする。
4. シャツ 指定のYシャツまたはポロシャツとする。
5. リボン・ネクタイ 着用しなくてもよい。ただし、ブレザー着用時はリボンまたはネクタイを着用する。
6. セーター 指定されたものを着用する。カーディガンの着用は認めない。
7. ベスト 指定されたものを着用する。
8. 靴下 黒・白・紺・灰色・茶系統で、進路活動に適したものとする。
ストッキング・タイツは黒またはベージュで無地とする。